

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

香芝市長 三橋 和史

市町村名 (市町村コード)	香芝市 (29210)	
地域名 (地域内農業集落名)	北今市地区 (北今市)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年8月31日 (第1回)	

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題
当地区では、農業従事者の減少や高齢化が進んでおり、農業の担い手不足が課題となっている。また、市街化区域に隣接していることから、農地の売却を希望する農業者も多く、今後、農地の減少や耕作放棄地の増加が懸念される。さらに、農業者の高齢化に伴い、将来的な農地の維持管理が困難となることも課題となっている。
(2) 地域における農業の将来の在り方
地域内で農業を継続する意向を有する担い手への農地集積及び集約化を進め、効率的な農業経営の実現を図る。また、現在農業を営む農業者の中には、将来的な営農継続が困難となる意向を示している者もいることから、地域内外から新たな担い手を確保するとともに、持続的な農業経営が可能となる体制の構築を図る。これにより、農地の適切な利用を図り、持続可能な地域農業の構築を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要	
区域内の農用地等面積	6.83 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1.85 ha
(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方	
10年後に農地転用若しくは売買を行う意向の無い農地を対象とする。	

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心とした農地の集積及び集約化を進めるために、隣接する農業者に対して意向確認を継続する。また、農業経営基盤強化促進事業や農地中間管理事業を活用した利用権設定等による団地面積の拡大を図る。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農業を担う者が引き受ける意向が定まっていない農地は、農地中間管理事業を活用した担い手への貸し付けを検討する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
必要に応じて香芝市土地改良事業等を活用し、改善を図る。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針									
担い手に対して、市や奈良県農業協同組合等が連携して、農地の幹旋や営農活動に対する支援を検討する。									
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針									
地域の状況を鑑み、農業支援サービス事業者等への農作業委託を検討する。									
(6) 以下任意記載事項									
☐	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	☒	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携等	☐	⑩その他
【選択した上記の取組方針】									
⑧担い手に対し、必要に応じて国の支援事業の活用を検討する。									